（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和六年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和六年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第三項」を「附則第十条第四項」に改める。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第一条中「向上並びに」の下に「奄美群島への移住及び」を加える。

第二条を次のように改める。

（基本理念）

第二条　奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨とすること。

二　奄美群島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、奄美群島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。

三　奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。

第四条第二項第二号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項第六号中「整備（」の下に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する空家等（第二十六条において「空家等」という。）に関する対策及び」を加え、「以下」を「次条第二項第六号において」に改め、同項第十二号中「（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「以下単に」を「次条第二項第十七号及び第三十七条において」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項

第四条第三項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削る。

第五条第二項第二号中「商工業等」を「商工業、情報通信業等」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　奄美群島への移住の促進に関する事項

第五条第四項中「平成三十一年度」を「令和六年度」に改め、同条第五項及び第八項中「、あらかじめ」を削り、同条第十項中「、同意」を「、当該同意」に改める。

第八条第一項中「奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する」を「次に掲げる」に、「を実施するための」を「であつて政令で定めるものに関する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　奄美群島の特性に応じた産業の振興に資する事業

二　奄美群島における産業の振興の基盤となる自然環境の保全及び再生に資する事業

三　奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業

四　奄美群島における教育の充実及び文化の継承に資する事業

五　奄美群島への移住の促進に資する事業

第八条第二項第一号を次のように改める。

一　事業の内容及び実施主体に関する事項

第八条第四項及び第五項中「、あらかじめ」を削る。

第十一条第四項第一号中「第十八条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同項第二号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、同条第八項第四号中「第十八条第四項前段」を「第十七条第四項前段」に改め、同条第九項中「単に」を削る。

第十七条を削る。

第十八条第三項中「それぞれ」を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第二十二条第九項中「巡回診療」の下に「、情報通信機器を活用した診療」を加え、「適切な」を「特別の」に改め、第二章第五節中同条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条の見出しを「（情報の流通の円滑化等）」に改め、同条中「円滑化及び」を「円滑化」に、「充実に」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用に」に、「適切な」を「特別の」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条中「地方公共団体は、」の下に「奄美群島への移住及び」を、「住宅の整備」の下に「（空家等の活用によるものを含む。）」を加え、同条を第二十六条とする。